

草内地区新設認定こども園 地元説明会

～整備に至る経過～

令和8年3月
京田辺市こども未来部

はじめに

□ こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針
(平成29年9月策定)

□ 第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画
(令和3年7月策定)

計画の期間:令和3年度～令和7年度

保育所ニーズの増加と幼稚園ニーズの減少、施設の老朽化を受け
市内の就学前施設を統廃合も含め再編整備する計画

第1期計画における草内地区の施設の考え方

□ 草内幼稚園(市立)

昭和48年開園 平成6年現在地へ移転

園舎が比較的新しいことから、3～5歳児を対象とした
幼保連携型認定こども園への移行を予定

□ 草内保育所(市立)

昭和31年開所 平成7年現在地へ移転

新しい耐震基準を満たしていない園舎を減築し、
0～2歳児を対象とした保育所への移行を予定

保育ニーズの高まりと第1期計画の見合わせ

本市では子育て世帯の転入が増え、長時間こどもを預けられる保育所ニーズが想定以上に高まり、待機児童の解消が大きな課題となった。

特に、市内中南部地域を中心に、保育所ニーズの増加が見込まれ、草内保育所を減築、草内幼稚園を「こども園」化する計画は、受入れ児童数の拡大につがならないため見合わせに。

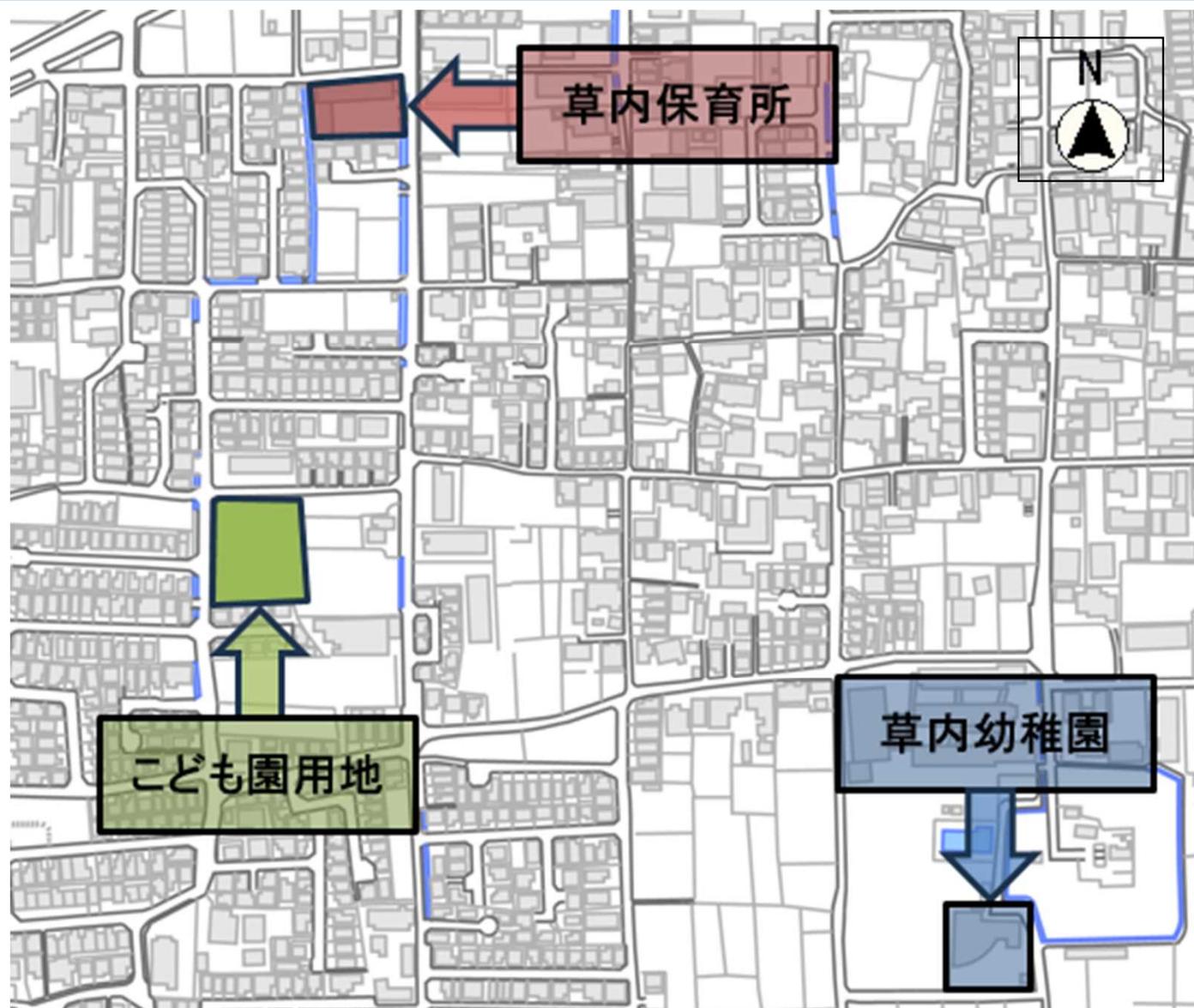
草内地区への幼保連携型認定こども園の新設へ

草内地区を含む市中南部地域において0～5歳児の保育所受入れ児童数を増やすことが喫緊の課題に。

連続した0～5歳児を一つの施設で保育することが望ましいことも踏まえ、耐震対策が必要な草内保育所と草内幼稚園を統合し、園児たちをスムーズに移行するためにできるだけ早急に「現施設の近隣地」に一定規模の「幼保連携型認定こども園」の整備が必要と判断。こども園の新設に方針を変更。

⇒市による用地確保へ

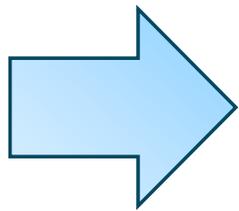
位置図



用地取得等の経過①

□ 草内幼稚園と草内保育所の近隣地で検討

●検討事項等	○検討結果
●草内幼稚園を0～5歳児のこども園に変更できないか	○市街化調整区域であり増改築による施設整備が難しい。例:0～2歳児を受け入れるには、給食の自園調理が必須となるが、調理室の増築ができない。
●草内保育所を耐震補強し、継続して使用できないか。	○建築から約50年経過し、老朽化や損耗が著しく、また、仮に耐震補強により安全が確保できたとしても施設定員の増加にはつながらないため、増加する保育ニーズに対応できない。



0～5歳児のこども園を運営する際、屋外でのこども達の保育活動の機会確保も含め、まとまった広さの敷地が必要だったことから、当該土地は市街化区域内において、草内地区のほぼ中心に位置し利便性が高いこともあり、施設運営を行うに相当との見解から選定に至ったもの。

用地取得等の経過②

- 地権者との交渉
- 京田辺市議会（令和6年第3回（9月））予算議決
- 用地取得（令和6年11月）
- 造成工事（令和6年11月～令和7年3月）
- 測量業務（令和7年3月）

運営事業者選定等の経過

- 運営事業者募集要項の公表（令和7年5月）
（公募型プロポーザル方式）
- 保育所等整備運営事業者選考委員会において
運営事業者を決定（令和7年8月）

第1回地元説明会(2/1(土)開催)



Aの位置に園舎園庭を配置、Bの位置に送迎用駐車場を設置する計画を説明

第1回地元説明会(2/1(土)開催)

□ 送迎用駐車場の位置について

西側は事故も発生している交差点。送迎用駐車場の設置は危険。

□ 防音対策、視線対策等近隣への配慮について

事業者側から、近隣に対しての騒音や視線に配慮する対策の説明がない。

□ 建設工事の安全確保について

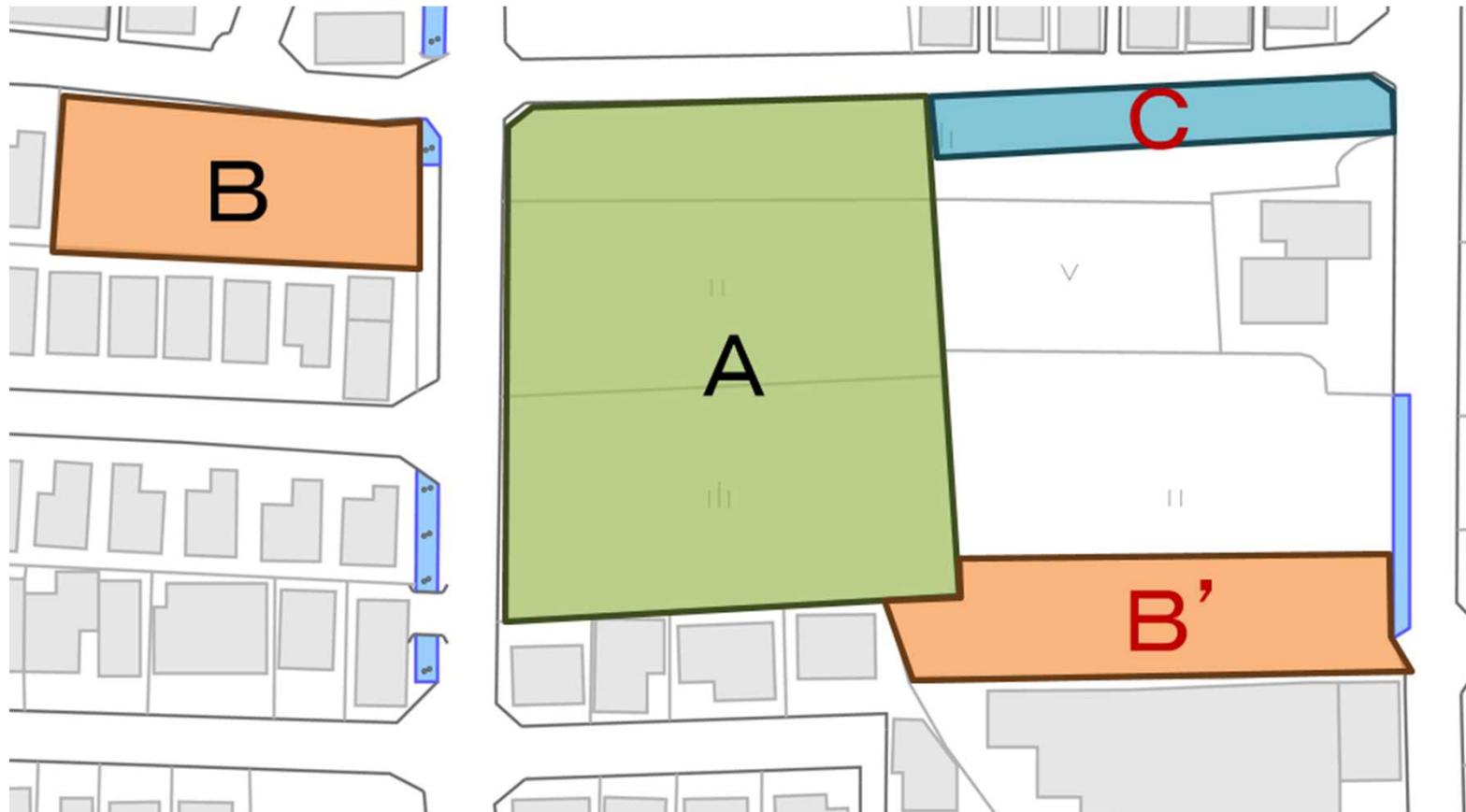
造成工事の際にも、近隣に対する説明がなく、危険な状況であったので、信頼できない。

□ 整備計画の公表について

近隣に影響が大きい計画であるのに、事前に説明もなく、変更のできない決定事項として進められるのは疑問。

第2回地元説明会(2/21(土)開催)

□ 送迎用駐車場の位置変更について



送迎用駐車場を西側「B」の位置⇒東南側「B'」に変更

「B」は東面からの進入に限定し職員用の駐車場として使用する。

第2回地元説明会(2/21(土)開催)

□ 防音対策、視線対策について

西側の境界に騒音及び視線対策として防音フェンスを設置。
北側には園舎を配置し、住宅への影響を最小限にする。

□ 建設工事の安全確保について

工事期間中、工事車両の進入路として「C」の位置を確保する。
警備員の適切な配置により安全面に十分配慮する。

2月1日の説明会での指摘を受け、地元の協力も得て市としてできる対策をとった上で、令和9年4月の開園に向けて工事計画について説明したもの。

⇒この場所に「こども園」を整備すること自体の経過の説明もなく、拙速感が否めめない。再度の責任のある説明を求める指摘を受け、本日の説明会に至る。

前回説明の補足



□ 「B'」の送迎用駐車場について

「A」の園庭部分の活用も含め35台超分の用地を確保。令和8年6月予算化、用地売買契約後、造成予定。地権者と協議済。

□ 「C」の工事車両進入路について

3月の工事開始までに、使用貸借契約見込み。地権者と協議済。

お問い合わせ

■京田辺みぎわ園の整備に関すること

京田辺市こども未来部保育幼稚園課

電話:63-1310 FAX:63-1567

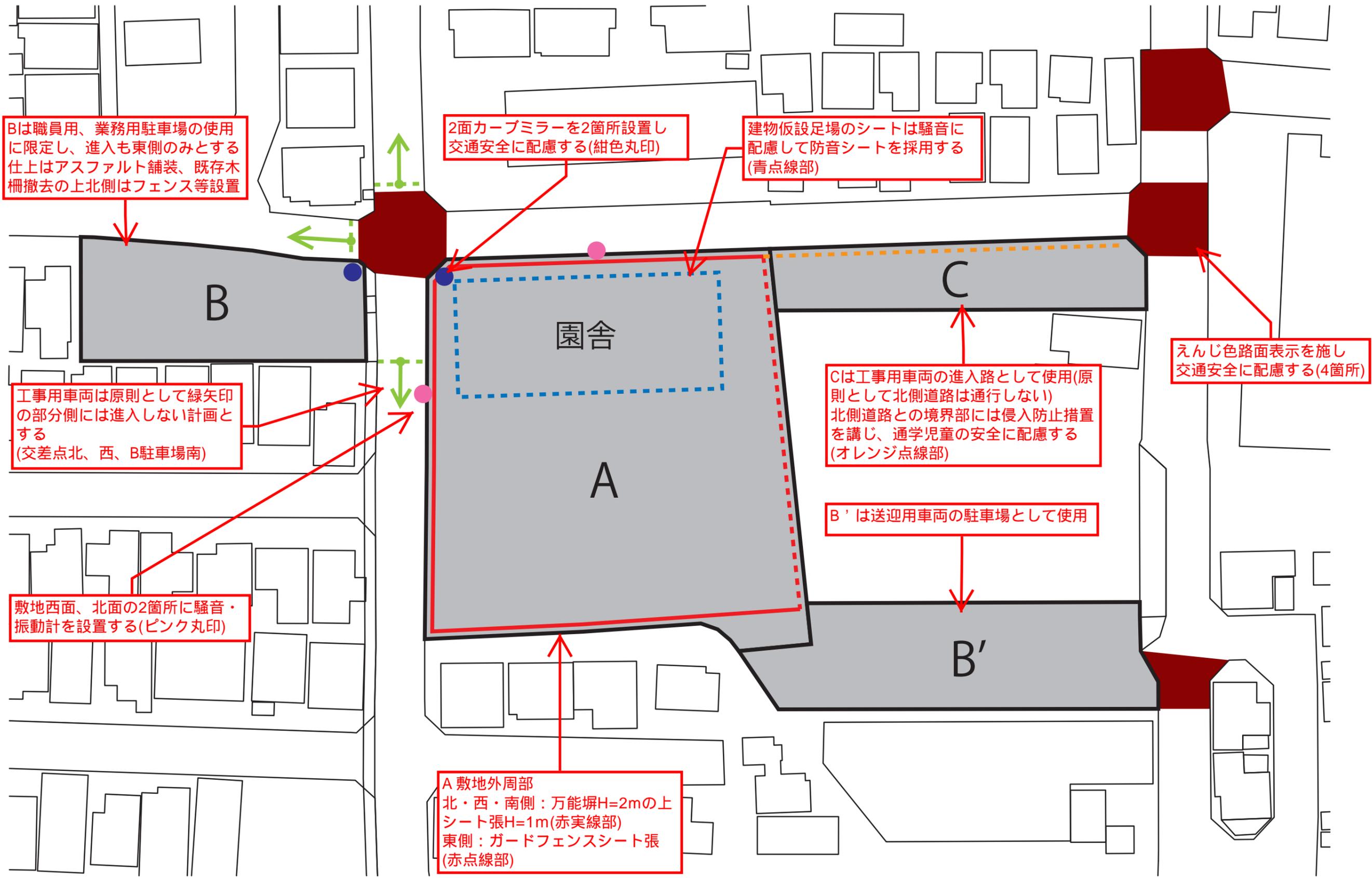
E-mail: hoikuyouchien@city.kyotanabe.lg.jp

■就学前教育・保育施設の再編整備に関すること

京田辺市こども未来部こども未来政策推進室

電話:64-1350 FAX:64-7077

E-mail: mirai@city.kyotanabe.lg.jp



Bは職員用、業務用駐車場の使用に限定し、進入も東側のみとする仕上はアスファルト舗装、既存木柵撤去の上北側はフェンス等設置

2面カーブミラーを2箇所設置し交通安全に配慮する(紺色丸印)

建物仮設足場のシートは騒音に配慮して防音シートを採用する(青点線部)

工事用車両は原則として緑矢印の部分側には進入しない計画とする(交差点北、西、B駐車場南)

敷地西面、北面の2箇所に騒音・振動計を設置する(ピンク丸印)

A 敷地外周部
北・西・南側：万能堀H=2mの上シート張H=1m(赤実線部)
東側：ガードフェンスシート張(赤点線部)

Cは工事用車両の進入路として使用(原則として北側道路は通行しない)北側道路との境界部には侵入防止措置を講じ、通学児童の安全に配慮する(オレンジ点線部)

B'は送迎用車両の駐車場として使用

えんじ色路面表示を施し交通安全に配慮する(4箇所)